○東北地方整備局告示第二百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
百十二号	山形市城北町一丁目一八一番一から同市城北町一丁目一六二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

東北地方整備局長　川瀧　弘之

東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月二十一日

○東北地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
七号	鶴岡市温海字蟹沢無番地内

東北地方整備局長　川瀧　弘之

東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月二十一日

○東北地方整備局告示第二百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考（キロメートル）
鶴岡市上名川字上村一二七番から同市上名川字上村二三九番まで	前	一五・八〇～一八・四〇	〇・〇六七
	後	一六・八〇～九八・一〇	〇・〇六七

東北地方整備局長　川瀧　弘之

東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
百十二号	鶴岡市上名川字上村一二七番から同市上名川字上村二三九番まで

東北地方整備局長　川瀧　弘之

東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月二十一日

○関東地方整備局告示第三百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
四百六十八号	茨城県猿島郡五霞町大字幸主字幸館三八六番一から同町大字幸主字幸館三〇五番二まで

関東地方整備局長　大西　亘

関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月二十一日

○関東地方整備局告示第三百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考（キロメートル）
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	八・〇〇～九五・〇〇	八四・六二一
	後	八・〇〇～九五・〇〇	八四・六二一
	前	二六・〇〇～五三一・〇〇	八〇・三五五
	後	二六・〇〇～五三一・〇〇	八〇・三五五

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
四号	茨城県猿島郡五霞町大字江川字沖ノ内二五七二番二から同町大字幸主字本田五〇六番まで

関東地方整備局長　大西　亘

関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月二十一日

○関東地方整備局告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名

占用を制限する区域	図面縦覧場所	
一般国道　六号	土浦市虫掛字東三五七八番から同市常名字土井四四二番一まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月二十二日